

脳死・臓器移植法の改正に反対します

全国交通事故遺族の会
会長 井手 渉

- 1、ドナーを増やすだけの目的で、「脳死移植法」の大幅改正に反対します。
- 2、家族（両親）といえども、本人（子供）の意思を無視して、臓器提供する権利はありません。
- 3、脳死移植に関する情報を徹底的に公開し、「死」と「移植」に関する国民的合意を得てください。
- 4、救急救命医療の、さらなる充実を求めます。
- 5、医療者は、移植に頼らない治療技術の開発を急いでください。

全国交通事故遺族の会は、交通事故で家族を失った遺族だけで構成される、日本で唯一の交通事故遺族の全国的組織です。

7年前、脳死・臓器移植法が制定されたおり以来、私たちは「他人の死を前提にした」移植医療に、一貫して反対を唱えて来ました。

この7年間に実施された脳死移植の31件を、少ないと嘆く声がありますが、臓器移植に関する国民の疑念が払拭されない限り、ドナー登録が増えないのは当然の結果です。

この程、国会では臓器移植法の改正が審議されてようとしています。改正案の骨子は、本人の意思表示が臓器提供を拒否していない限り、脳死判定、および脳死移植は家族の同意だけで行えること。また15歳未満のドナーを対象にして、年齢制限を取り払ったことなどです。今までは、曲がりなりにも「本人の意思」という枷が、死の決定権を本人に委ねて来ました。

しかしこれからは、心臓停止という絶対的なものから、医師の思惑で脳死判定が行われ、死が決定されることとなります。

移植でしか命を救えない子供については、私たちも複雑な思いです。同じように交通事故で子供を失った私たちには、藁にすがってでもその子を助けたいという親心が、手に取るように解るからです。

しかしその対極で、まだ呼吸も脈もありながら、暖かい身体を切り開かれる、親の悲しみも理解していただきたいのです。

むしろ医学界は、総力をあげて、「移植によらない治療法」の開発に全力をあげて、取り組んでいただきたいと思えます。

今はまだ、現行の臓器移植法を改正する必要性は見いだせません。

全国交通事故遺族の会は、ドナーを増やすためだけの目的での臓器移植法の改正に、断固反対します。

以上